

球磨村青年団規約

第1章 通則

(目的)

第1条 本団は、団運営の助長発展を推進すると共に、明るく豊かな郷土の建設に貢献することを目的とする。

(名称及び事務局所在地)

第2条 本団は球磨村青年団と称し、事務局を団長宅又は団長指定する所に置く。

(組織)

第3条 本団は、第1条の目的に賛同し団費を納入した者を以て構成する。

(事業)

第4条 本団は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 青年団相互の連絡協調に関すること。
2. 青年団運営に関する情報伝達、調査研究に関すること。
3. 指導者の育成に関すること。
4. 他青年団との連絡交換。
5. 同一目的を有する諸団体との連絡提携。
6. 村事業の後援協力に関すること。
7. その他目的達成に必要なこと。

第2章 役員

(役員)

第5条 本団役員は次のとおりとする。

1. 団長1名
2. 副団長2名(男女各1名)
3. 部長3名(体育、企画、文化)
各部に副部長を1名ずつ置く。
4. 事務局長2名(事務局長1名、事務局次長1名)
5. 会計1名
6. 監事2名

(選出方法)

第6条 役員は立候補または推薦による候補者により、役員会において選出し、総会において承認を得る。但し、立候補の届出は2月末まで団長へ届ける。

(任期)

第7条 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。なお、本人の辞職等により補充された役員の任期は前任者の残留任期とする。又、任期満了した役員といえども団長が必要と認めた場合は、後任者が決定するまでその職務を継続させることが出来る。

(職務権限)

第8条 団長は会務を総理し本団を代表する。副団長は団長を補佐し、団長事故のある時はこれを代行する。

1. 事務局長は団運営に必要な事務を掌る。
2. 会計は本団の会計事務を掌理し、団長の指揮をうけ会議に携わる。
3. 監事は、本団の会計を監査する。
4. 各部長は各部務を処理する。

第3章 会議の種類

(会議の種類)

第9条 本団の会議は、総会、臨時総会、役員会、定例会とする。

(招集及び成立)

第10条 会議は団長が招集し、総会、臨時総会、役員会は構成員の過半数の出席をもって成立する。但し委任状も出席と認める。

(議長の選出)

第11条 会議の議長は、その都度選出しなければならない。

(議決)

第12条 議決は出席人員の半数以上の賛成をもって決し、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

第4章 会計

(歳入)

第13条 本団の経費は、団費、村助成金、事業収入、その他収入をもって充てる。

なお、団費は6月末まで納入することとし、追加登録の団員については、当年の団費同額の団費を負担するものとし、追加登録時に納入する。

(歳出)

第14条 本団の経費の支出は、すべて予算に計上し、その執行にあたっては、団長副団長の決済を経て支出し、明確に処理しなければならない。

(会計年度)

第15条 本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 雑則

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、団長が役員会に諮って定める。

(附則)

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

この規則は、平成14年4月1日から施行する。